

すてっぷ



特集

女性が輝く 社会の実現とは

Front interview
フロントインタビュー

経済成長にもつながる
「女性の能力活用」

国際協力・ジェンダー専門家 大崎麻子 さん



子育てサポート 実践中!



〈くるみんマーク取得企業〉

社会福祉法人 中江報徳園 (鹿児島市犬迫町)

特別養護老人ホームひまわり園を核にさまざまな高齢者福祉サービスを提供している社会福祉法人中江報徳園(中江京子理事長・職員204人)では、「従業員の仕事と子育ての両立支援策」に積極的に取り組んでいます。

平成23年からスタートした行動計画のもと3年間で、出産した11人の職員全員が育児休業を取得、6人の男性職員が「子の看護休暇」を取得しました。

「社会福祉法人として地域の皆様に恒久的に質の高いサービスを提供していくためには、優秀なスタッフの確保が重要です。職員の8割が女性ということもあり、女性が気持ちよく働き続けられる環境を整える一環として子育て支援に取り組んでいます。男女問わず育児休業取得、未就学児養育中の超過勤務免除、時短勤務、夜勤免除、看護休暇取得などを勧めるほか、有給休暇とは別に年間5日間の冬季・夏季休暇も設けています。良い環境で職員がはつらつと働くことが、利用者の方への良いケアにもつながると思っています」(松木義孝施設長)。

ショートステイ生活相談員の内田邦昭さん(33)は介護福祉士の妻・加奈さんと協力しながら2児の子育て中。「子育て支援の制度が整っているので、安心して子育てができます。子供が病気のときは夫婦合わせて年間20日の看護休暇があるのもとても助かっています。周りの皆さんが快くサポートしてくれるので働きやすいです」と話していました。



内田邦昭さん

用語解説



エンパワーメント

女性のエンパワーメントとは、女性の経済・社会的地位の向上を目指して、個々の女性が経済活動や社会に参画するために必要な知識や能力を身につけること、自分たちのことは自分たちで決め、行動できる力、さまざまな意思決定の過程に関わる力をつけていくことを言います。

1995年に開催された第4回世界女性会議で女性のエンパワーメントが強調されるなど、世界的に重要視されています。

育児・介護休業法

育児・介護休業法は「育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の略称で、平成22年6月から改正施行されています。育児又は家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう支援することによって、その福祉を増進するとともに、経済及び社会の発展に資することを目的としています。

平成22年6月の改正では、(1)育児のための所定外労働の免除、(2)育児のための所定労働時間の短縮措置(短時間勤務制度)、(3)介護休暇制度の新設がなされました。

編集後記

今回は、今話題の「女性の活躍」をテーマに取り上げてみました。

活躍といっても必ずしも働くことだけがあてはまるわけではなく、家族や友人との時間、地域との関わり、つつい後回しにしてしまいがちなプライベートな時間…様々な社会生活の中で女性が自分らしい生き方ができるように、また男性も生きやすい社会であるように…。

今回の「すてっぷ」が、市民のみなさんと一緒に男女共同参画について考え、理解を深める機会になれば幸いです。

男女共同参画情報誌

すてっぷ vol.40

発行：鹿児島市市民局市民文化部男女共同参画推進課
〒890-0054 鹿児島市荒田一丁目4-1 TEL099-813-0852
制作：南日本新聞開発センター

表紙について

一人ひとりの手(キモチ)の中にある男女共同参画という意識の芽生え、そこから始まる明るい社会への育み。

本冊子は、紙へのリサイクルに適した材料のみ用いて作成しています。